

令和8年8月分

令和8年10月2日発行

ハローワークたてやま

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

8 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和8年4月～令和8年6月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

館山公共職業安定所

〒294-0047 館山市八幡815-2

TEL 0470-22-2236

FAX 0470-22-2241

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク館山

2026年08月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
1,182	732	1.61	296,516	226,428	230,385	職 業 計	992	528	1.88	1,292	1,232	1,175
9	2	4.50	579,167	359,333	0	A管理的職業従事者	0	3	-	0	0	2,000
0	0	-	0	0	0	01管理的公務員	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	02法人・団体役員	0	1	-	0	0	2,000
5	2	2.50	658,333	398,667	0	03法人・団体管理職員	0	1	-	0	0	0
4	0	-	500,000	320,000	0	04その他の管理的職業従事者	0	1	-	0	0	0
324	101	3.21	317,712	232,018	253,810	B専門的・技術的職業従事者	122	55	2.22	1,579	1,402	1,311
10	0	-	0	0	0	05研究者	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	06農林水産技術者	0	0	-	0	0	0
5	0	-	0	0	0	07製造技術者(開発)	0	0	-	0	0	0
5	10	0.50	250,000	190,000	0	08製造技術者(開発を除く)	0	3	-	0	0	1,076
25	2	12.50	314,320	226,680	0	09建築・土木・測量技術者	0	1	-	0	0	0
7	9	0.78	290,000	210,250	264,000	10情報処理・通信技術者	0	2	-	0	0	0
2	1	2.00	245,800	206,700	0	11その他の技術者	0	0	-	0	0	0
5	0	-	450,000	214,600	0	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	4	0	-	1,824	1,824	0
122	31	3.94	330,053	245,072	261,250	13保健師、助産師、看護師	51	18	2.83	1,621	1,451	1,433
49	3	16.33	328,262	232,444	0	14医療技術者	20	0	-	1,482	1,409	0
14	5	2.80	282,120	217,374	230,000	15その他の保健医療従事者	1	6	0.17	0	0	1,300
72	17	4.24	293,034	219,387	193,333	16社会福祉専門職業従事者	42	17	2.47	1,478	1,263	1,323
0	0	-	0	0	0	17法務従事者	0	0	-	0	0	0
0	2	-	0	0	200,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	0	-	0	0	0
6	7	0.86	508,845	322,730	305,000	19教員	1	2	0.50	0	0	0
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
0	1	-	0	0	0	21著述家、記者、編集者	0	0	-	0	0	0
0	9	-	0	0	300,000	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	1	4	0.25	1,250	1,140	1,140
0	0	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
2	4	0.50	0	0	0	24その他の専門的職業従事者	2	2	1.00	2,000	1,140	0
110	161	0.68	263,544	207,677	219,667	C事務従事者	48	96	0.50	1,236	1,196	1,150
85	138	0.62	261,627	206,150	223,333	25一般事務従事者	31	90	0.34	1,253	1,204	1,151
12	9	1.33	291,200	202,125	226,667	26会計事務従事者	7	3	2.33	0	0	1,140
5	5	1.00	0	0	180,000	27生産関連事務従事者	2	1	2.00	0	0	0
6	6	1.00	260,000	260,000	185,000	28営業・販売事務従事者	7	0	-	1,160	1,160	0
0	0	-	0	0	0	29外勤事務従事者	0	0	-	0	0	0
2	1	2.00	0	0	0	30運輸・郵便事務従事者	1	0	-	0	0	0
0	2	-	0	0	0	31事務用機器操作の職業	0	2	-	0	0	0
47	42	1.12	274,787	223,427	228,889	D販売従事者	119	35	3.40	1,202	1,198	1,156
27	29	0.93	270,984	214,284	205,000	32商品販売従事者	115	33	3.48	1,202	1,198	1,156
4	2	2.00	0	0	300,000	33販売類似職業従事者	4	1	4.00	0	0	0
16	11	1.45	290,000	260,000	265,000	34営業職業従事者	0	1	-	0	0	0
351	125	2.81	276,227	225,971	208,571	Eサービス職業従事者	422	117	3.61	1,280	1,213	1,140
0	0	-	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	0	0	-	0	0	0
131	35	3.74	266,393	212,051	187,500	36介護サービス職業従事者	99	22	4.50	1,386	1,235	1,114
27	2	13.50	238,514	205,017	0	37保健医療サービス職業従事者	18	5	3.60	1,239	1,204	0
1	3	0.33	300,000	205,200	0	38生活衛生サービス職業従事者	4	3	1.33	1,209	1,179	0
81	33	2.45	281,776	232,699	221,667	39飲食調理従事者	87	45	1.93	1,235	1,187	1,153
88	44	2.00	290,536	246,319	230,000	40接客・給仕職業従事者	197	32	6.16	1,277	1,223	1,110
1	4	0.25	232,000	220,000	0	41居住施設・ビル等管理人	3	3	1.00	1,200	1,150	1,250
22	4	5.50	351,667	262,933	200,000	42その他のサービス職業従事者	14	7	2.00	1,240	1,215	1,140
27	10	2.70	245,000	212,333	280,000	F保安職業従事者	30	4	7.50	1,228	1,228	1,140
0	0	-	0	0	0	43自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
27	10	2.70	245,000	212,333	280,000	45その他の保安職業従事者	30	4	7.50	1,228	1,228	1,140
27	20	1.35	255,683	215,383	163,333	G農林漁業従事者	22	9	2.44	1,225	1,195	1,063
16	17	0.94	262,806	216,306	163,333	46農業従事者	17	8	2.13	1,225	1,195	1,063
1	0	-	0	0	0	47林業従事者	0	1	-	0	0	0
10	3	3.33	245,000	214,000	0	48漁業従事者	5	0	-	0	0	0
104	78	1.33	270,258	209,851	225,000	H生産工程従事者	56	29	1.93	1,262	1,245	1,215
0	3	-	0	0	0	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
4	4	1.00	0	0	260,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	0	1	-	0	0	1,350
0	1	-	0	0	0	51機械組立設備制御・監視従事者	0	2	-	0	0	0
22	12	1.83	287,333	201,317	275,000	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	0	3	-	0	0	1,500
25	22	1.14	251,215	212,260	212,000	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	52	13	4.00	1,262	1,245	1,050
4	14	0.29	253,024	203,024	200,000	54機械組立従事者	1	6	0.17	0	0	1,140
42	13	3.23	290,475	215,064	220,000	55機械整備・修理従事者	3	2	1.50	0	0	0
0	2	-	0	0	0	56製品検査従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
3	3	1.00	250,000	206,500	150,000	57製品検査従事者(金属製品を除く)	0	0	-	0	0	0
0	1	-	0	0	0	58機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
4	3	1.33	0	0	0	59生産関連・生産類似作業従事者	0	1	-	0	0	1,200
44	40	1.10	301,723	228,180	251,818	I輸送・機械運転従事者	22	19	1.16	1,220	1,200	1,170
0	0	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
38	30	1.27	317,111	232,454	230,000	61自動車運転従事者	21	14	1.50	1,200	1,200	1,170
0	2	-	0	0	350,000	62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
0	1	-	0	0	350,000	63その他の輸送従事者	1	1	1.00	1,300	1,200	1,140
6	7	0.86	267,100	218,563	0	64定置・建設機械運転従事者	0	4	-	0	0	1,200
82	22	3.73	348,460	222,981	322,000	J建設・採掘従事者	6	4	1.50	1,250	1,250	0
7	3	2.33	289,200	234,334	250,000	65建設躯体工事従事者	1	0	-	0	0	0
38	7	5.43	353,100	228,850	386,667	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	3	2	1.50	1,250	1,250	0
5	5	1.00	400,000	200,000	0	67電気工事従事者	0	2	-	0	0	0
32	7	4.57	345,750	220,019	200,000	68土木作業従事者	2	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	69採掘従事者	0	0	-	0	0	0
57	90	0.63	290,872	223,942	238,000	K運搬・清掃・包装等従事者	145	130	1.12	1,232	1,195	1,138
19	37	0.51	311,366	225,446	232,857	70運搬従事者	23	13	1.77	1,277	1,213	1,140
27	28	0.96	283,077	218,053	300,000	71清掃従事者	70	66	1.06	1,200	1,179	1,137
0	1	-	0	0	0	72包装従事者	2	3	0.67	0	0	0
11	24	0.46	272,307	233,213	150,000	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	50	48	1.04	1,245	1,207	1,141

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス (令和8年8月分)

ハローワーク館山

グラフ 1 常用

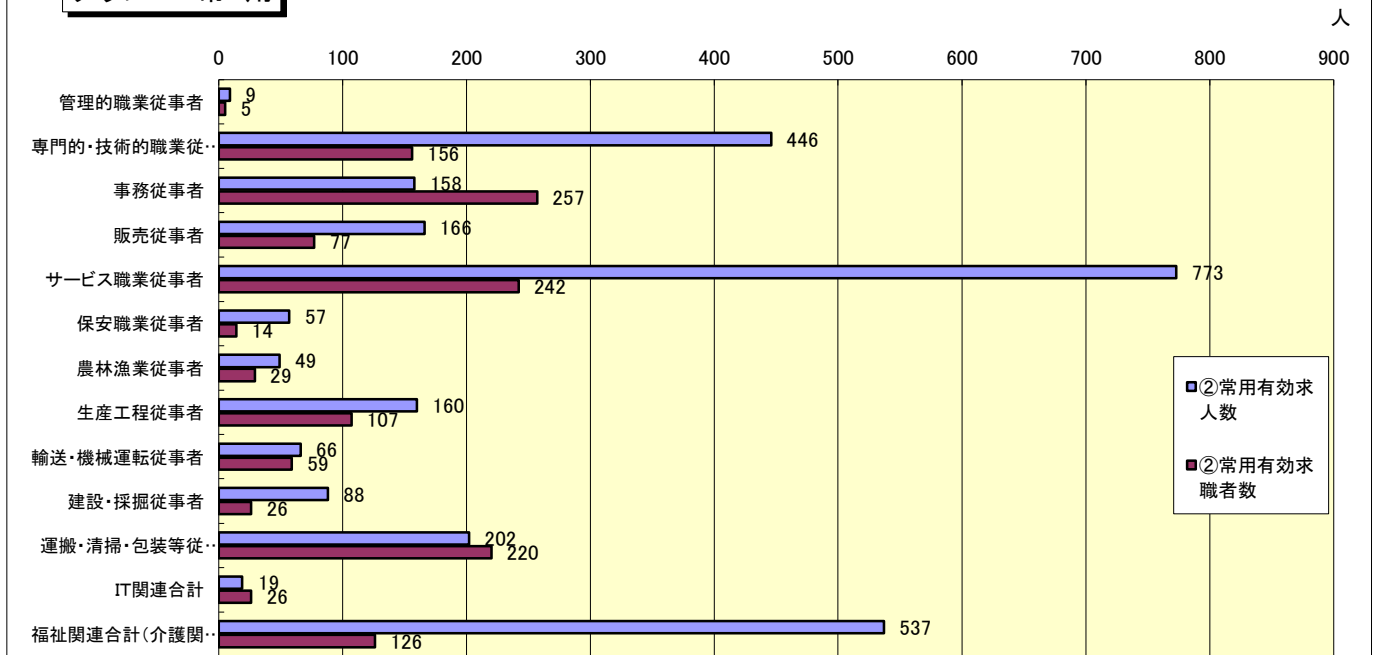
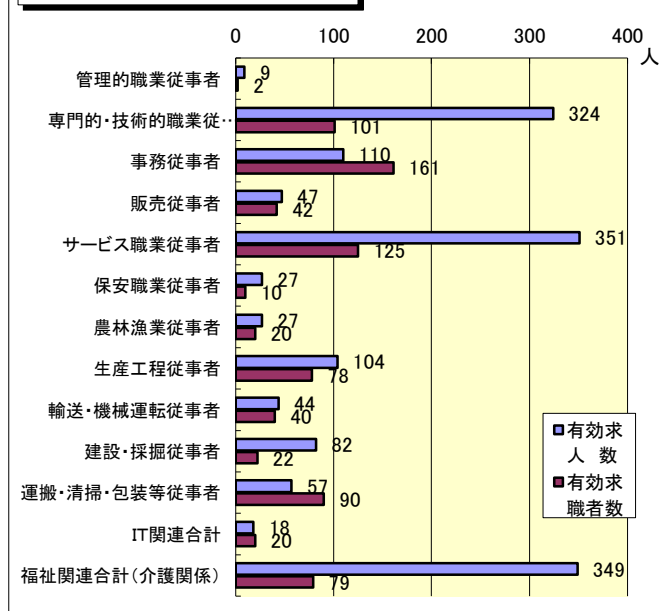


表 有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

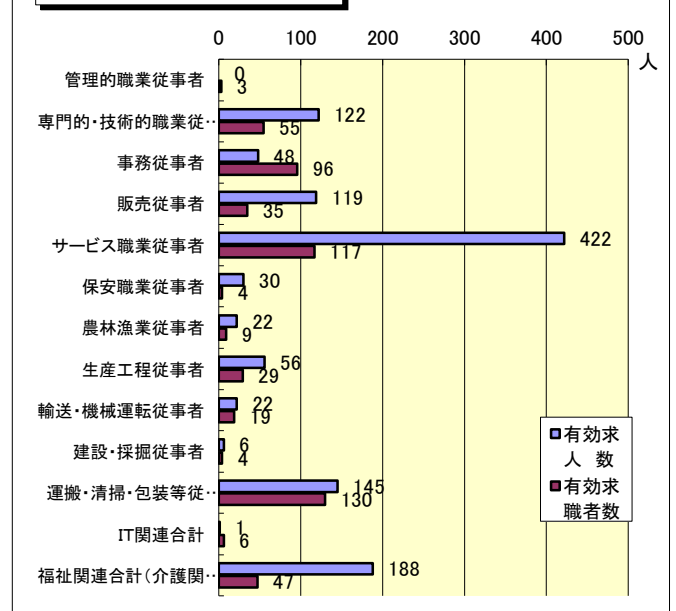
	②常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	2,174	1,192	1.82	1,182	691	1.71	992	501	1.98
管理的職業従事者	9	5	1.80	9	2	4.50	0	3	0.00
専門的・技術的職業従事者	446	156	2.86	324	101	3.21	122	55	2.22
事務従事者	158	257	0.61	110	161	0.68	48	96	0.50
販売従事者	166	77	2.16	47	42	1.12	119	35	3.40
サービス職業従事者	773	242	3.19	351	125	2.81	422	117	3.61
保安職業従事者	57	14	4.07	27	10	2.70	30	4	7.50
農林漁業従事者	49	29	1.69	27	20	1.35	22	9	2.44
生産工程従事者	160	107	1.50	104	78	1.33	56	29	1.93
輸送・機械運転従事者	66	59	1.12	44	40	1.10	22	19	1.16
建設・採掘従事者	88	26	3.38	82	22	3.73	6	4	1.50
運搬・清掃・包装等従事者	202	220	0.92	57	90	0.63	145	130	1.12
IT関連合計	19	26	0.73	18	20	0.90	1	6	0.17
福祉関連合計(介護関係)	537	126	4.26	349	79	4.42	188	47	4.00

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年8月分

ハローワーク館山

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	309,000	1,250
総合工事業	319,000	－
E 製造業	240,000	1,370
食料品製造業	247,000	1,300
繊維工業業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	－
印刷・同関連業	－	－
化学工業業	－	－
プラスチック製品製造業	－	－
金属製品製造業	－	－
生産用機械器具製造業	250,000	－
電気機械器具製造業	270,000	－
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	209,000	－
輸送用機械器具製造業	－	－
（自動車・同附属品製造業）	－	－
（精密機械器具等）	260,000	－
その他の製造業	－	1,570
G 情報通信業	238,000	－
H 運輸業，郵便業	292,000	1,200
I 卸売業，小売業	250,000	1,220
卸売業	224,000	1,200
小売業	260,000	1,220
J 金融業，保険業	200,000	1,160
K 不動産業，物品賃貸業	－	1,250
M 宿泊業，飲食サービス業	277,000	1,240
宿泊業	275,000	1,240
飲食店	300,000	1,240
O 教育，学習支援業	321,000	1,260
P 医療，福祉	253,000	1,340
医療業	251,000	1,370
社会保険・社会福祉・介護事業	256,000	1,320
Q 複合サービス事業	232,000	1,140
R サービス業（他に分類されないもの）	239,000	1,190

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年4月～令和8年6月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	238	199	220	228	248	259	236	248	249	246	306	252	329
	鉱業、採石業、砂利採取業	332	0	0	263	320	342	365	0	465	250	400	205	14
	建設業	283	228	245	269	285	294	312	325	318	314	326	276	4,461
	製造業	276	217	233	257	270	289	295	294	311	352	307	241	3,081
	電気・ガス・熱供給・水道業	310	228	286	318	282	418	391	284	282	250	410	250	64
	情報通信業	309	224	244	284	339	318	353	367	318	382	261	370	295
	運輸業、郵便業	274	219	250	264	281	277	292	292	291	286	266	232	3,259
	卸売業、小売業	261	212	226	246	267	272	273	280	293	303	291	261	3,648
	金融業、保険業	287	0	234	253	259	280	299	299	253	378	359	320	363
	不動産業、物品賃貸業	278	196	245	260	277	297	312	295	325	342	285	250	673
	学術研究、専門・技術サービス業	301	217	242	267	292	332	345	332	332	400	309	265	1,025
	宿泊業、飲食サービス業	253	212	238	251	259	262	262	278	269	252	276	211	1,316
	生活関連サービス業、娯楽業	259	228	251	269	272	266	281	271	258	268	248	197	1,281
	教育、学習支援業	299	194	248	264	273	312	330	299	340	377	366	315	1,303
	医療、福祉	285	211	246	312	325	296	280	277	272	270	263	248	9,910
	複合サービス事業	253	225	218	241	241	270	288	321	219	361	289	146	97
	サービス業(他に分類されないもの)	259	214	233	245	259	278	287	271	298	282	273	209	3,132
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	254	0	254	251	247	307	157	230	289	201	270	240	119
職業別	専門的・技術的職業	309	217	250	318	343	327	316	309	312	322	318	292	8,978
	管理的職業	361	187	236	269	307	342	360	411	405	470	428	326	666
	事務的職業	276	215	243	259	269	289	290	274	298	323	295	262	4,451
	販売の職業	260	215	232	247	260	264	261	278	285	332	286	264	1,920
	サービスの職業	250	211	237	248	253	260	266	262	262	256	251	211	8,978
	保安の職業	232	234	232	230	245	259	264	248	232	236	262	188	414
	農林漁業の職業	235	198	220	224	247	255	255	243	228	281	192	227	285
	運輸・通信の職業	271	213	245	264	269	267	295	293	297	276	257	230	3,140
	生産工程・労務の職業	270	225	238	258	275	286	297	304	292	297	289	255	5,538
規模別	4人以下	266	224	239	257	278	281	276	275	274	284	277	231	3,768
	5～29人	269	219	239	259	269	278	285	286	293	289	283	245	10,708
	30～99人	272	215	239	262	268	281	287	289	292	298	292	238	7,754
	100～299人	274	220	240	263	279	295	300	289	292	302	282	256	5,226
	300～499人	287	225	238	284	315	305	308	309	310	322	277	219	1,688
	500～999人	323	204	258	341	368	340	320	311	323	365	307	326	2,269
	1,000人以上	288	220	244	312	359	324	327	293	275	273	266	255	2,957

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和8年3月卒業者]

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業		－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業		－	212	* 255	* 252
	建設業	*	180	237	236	272
	製造業	*	175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	238	* 270	284
	情報通信業		－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業		－	226	235	256
	卸売業、小売業		－	215	223	248
	金融業、保険業		－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業		－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	*	206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業		－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業		－	220	238	246
	教育、学習支援業		－	216	247	265
	医療、福祉	*	200	213	244	264
	複合サービス事業		－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	*	180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	*	193	222	243	265
	管理的職業		－	* 218	* 241	291
	事務的職業	*	206	221	226	262
	販売の職業		－	217	224	252
	サービスの職業	*	185	216	236	250
	保安の職業		－	238	* 253	245
	農林漁業の職業		－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	*	180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	*	175	226	239	259
規 模 別	29人以下	*	183	222	237	251
	30人～99人	*	190	220	241	256
	100人～299人		－	221	238	256
	300人以上		－	224	232	262
対 象 人 員			10	2,418	1,777	5,855

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県の最低賃金一覧表

マストで守ろう！最低賃金。



最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,195	令和 8.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,195	令和 8.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 *鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和8年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,195	令和 8.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,195 ※注②	令和 8.10.1	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品の整理、梱包等の雑役業務 *電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和8年度改正の見込みであり今後審議の予定です。
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,195	令和 8.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注③	1,195	令和 8.10.1	*各種商品小売業(848円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,195	令和 8.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和8年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和7年12月25日効力発生の1,169円）が適用されていますが、令和8年10月1日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和8年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③ 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328

または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和7年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,131 (1,075)	56	令和8年 10月1日
青 森	1,090 (1,029)	61	令和8年 10月29日
岩 手	1,090 (1,031)	59	令和8年 12月1日
宮 城	1,098 (1,038)	60	令和8年 10月1日
秋 田	1,090 (1,031)	59	令和8年 10月14日
山 形	1,092 (1,032)	60	令和8年 10月30日
福 島	1,094 (1,033)	61	令和8年 10月16日
茨 城	1,136 (1,074)	62	令和8年 10月18日
栃 木	1,125 (1,068)	57	令和8年 10月1日
群 馬	1,120 (1,063)	57	令和8年 10月3日
埼 玉	1,196 (1,141)	55	令和8年 10月1日
千 葉	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日
東 京	1,280 (1,226)	54	令和8年 10月1日
神奈川	1,279 (1,225)	54	令和8年 10月1日
新 潟	1,108 (1,050)	58	令和8年 10月1日
富 山	1,119 (1,062)	57	令和8年 10月1日
石 川	1,113 (1,054)	59	令和8年 10月3日
福 井	1,112 (1,053)	59	令和8年 10月4日
山 梨	1,113 (1,052)	61	令和8年 11月1日
長 野	1,117 (1,061)	56	令和8年 10月2日
岐 阜	1,121 (1,065)	56	令和8年 10月1日
静 岡	1,154 (1,097)	57	令和8年 10月15日
愛 知	1,195 (1,140)	55	令和8年 10月1日
三 重	1,143 (1,087)	56	令和8年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,136 (1,080)	56	令和8年 10月3日
京 都	1,180 (1,122)	58	令和8年 11月16日
大 阪	1,231 (1,177)	54	令和8年 10月1日
兵 庫	1,172 (1,116)	56	令和8年 10月1日
奈 良	1,107 (1,051)	56	令和8年 10月4日
和歌山	1,101 (1,045)	56	令和8年 10月3日
鳥 取	1,090 (1,030)	60	令和8年 10月3日
島 根	1,092 (1,033)	59	令和8年 10月10日
岡 山	1,104 (1,047)	57	令和8年 10月2日
広 島	1,141 (1,085)	56	令和8年 10月11日
山 口	1,101 (1,043)	58	令和8年 10月8日
徳 島	1,103 (1,046)	57	令和8年 11月1日
香 川	1,092 (1,036)	56	令和8年 10月1日
愛 媛	1,093 (1,033)	60	令和8年 11月1日
高 知	1,086 (1,023)	63	令和8年 10月29日
福 岡	1,114 (1,057)	57	令和8年 10月4日
佐 賀	1,095 (1,030)	65	令和8年 11月15日
長 崎	1,087 (1,031)	56	令和8年 11月2日
熊 本	1,092 (1,034)	58	令和8年 12月1日
大 分	1,096 (1,035)	61	令和8年 11月1日
宮 崎	1,085 (1,023)	62	令和8年 10月24日
鹿児島	1,090 (1,026)	64	令和8年 10月25日
沖 縄	1,086 (1,023)	63	令和8年 12月2日
全国加重平均額	1,177 (1,121)	56	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索